

パブリックコメント「習志野市新庁舎等基本設計(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間：平成26年2月15日(土曜)から平成26年3月10日(月曜)まで (担当課：習志野市新庁舎等建設本部)

質問件数	該当資料	意見種類	御意見の概要	回答
1	習志野市新庁舎等基本設計(案)	新庁舎の機能	1-1 新庁舎のGFあるいは1Fに郵便局を入れてほしい。	庁舎内への利便施設として、民間事業者の誘致に関しては、平成24年度に実施した新庁舎建設基本構想策定市民委員会(以下、「市民委員会」という。)における御意見などを踏まえ、庁舎利用者への利便性、必要性などを総合的に判断して検討しております。 なお、ご提案のありました郵便局については、事業者へのヒアリングを行うことといたします。
2	習志野市新庁舎等基本設計(案)	新庁舎の機能	1-2 近隣にもあるので職員の利便性を考えただけのコンビニは庁舎内に不要。	
3	習志野市新庁舎等基本設計(案)	新庁舎の機能	2 断面図を見ると議場が最上階にあるなど、天守閣のようなイメージを持ったが、民意の尊重は議場や市長の扱いを立派にすることではない。	議場については、無柱となる空間を確保するため、構造面やコスト面から最上階に配置することが妥当と判断いたしました。 新庁舎建設の基本理念である「経営改革の象徴となる庁舎」をめざし、効率的・効果的に業務が行え、かつ、市民の皆さんの利便性の高いコンパクトな庁舎を目指しております。
4	習志野市新庁舎等基本設計(案)	新庁舎の機能	3 共有スペース、レストラン、ギャラリー、お子様連れ対策とそのすべてが意義あるものだと思うが、小さな箱モノのような気がする。取り入れても十二分に発揮されるのか疑問が残る。	基本構想時点での市民委員会からのご意見や、市職員窓口担当者の意見も踏まえ、必要な機能として配置しています。
5	習志野市新庁舎等基本設計(案)	新庁舎の機能	4-1 図書館やレストランを庁舎の中に併設するなどで合理化を図る等を検討してはどうか	公共施設再生計画においては、現在、中心館としての役割を担っている大久保図書館の充実を図ることとしており、市庁舎内に図書館を併設することは考えていません。将来的に、余裕スペース等の発生や、環境変化により、市庁舎内への、その他機能の追加が必要となった場合には、対応可能なように、フレキシビリティの高い施設設計としています。
6	習志野市新庁舎等基本設計(案)	新庁舎の機能	4-2 市庁舎と併せて中央図書館を併設することを希望します。	
7	習志野市新庁舎等基本設計(案)	新庁舎の機能	5 庁舎全体に、難聴者向けの磁気ループの設置を期待します。	現在、計画では議場(傍聴席)、大小委員会室に磁気ループ装置の設置を予定しています。その他、持ち運び可能な磁気ループ装置を必要に応じ設置する計画としています。
8	習志野市新庁舎等基本設計(案)	新庁舎の機能	6-1 市民と市政労働者の交流スペース及び市民運動交流センターなどが十分に確保されることを望みます。	「市民サービス・交流の拠点となる庁舎」の基本理念のもと、市民活動、市民交流ができるスペースを確保できるよう、庁舎の運用面を含め計画しております。
9	習志野市新庁舎等基本設計(案)	新庁舎の機能	6-2 市民協働スペースの利用者の間口を広げる	
10	習志野市新庁舎等基本設計(案)	新庁舎の機能	7 1番に考えて欲しいのは、市行政が散らばっていない事。高齢化に向けて市民コミュニティ(生涯センター等)の充実を図って欲しい。	新庁舎の建設により分散化の解消を図ってまいります。また、新庁舎に、市民コミュニティの充実に寄与できるような市民活動、市民交流が可能な市民協働スペースを設けます。 なお、生涯学習の拠点としては、公共施設再生計画の中で、大久保公民館、図書館を中心に充実を図ります。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市新庁舎等基本設計(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間：平成26年2月15日(土曜)から平成26年3月10日(月曜)まで (担当課：習志野市新庁舎等建設本部)

質問件数	該当資料	意見種類	御意見の概要	回答
11	習志野市新庁舎等基本設計(案)	新庁舎の機能	8 市民交流広場は具体的にどんな用途があるのか疑問です。具体的なものを示して頂きたい。	広場は、非常時には緊急車両駐車スペースやドクターヘリの離着陸場として、また、平時には市民の憩いの場や各種イベント等の会場としての利用を想定しています。
12	習志野市新庁舎等基本設計(案)	新庁舎の機能	9 分散化して不便なのに建設までの年数がかかりすぎる	市にとって大事業であることから、市民のみなさまのご意見を取り入れながら、計画を進めております。分散化によりご不便をおかけしておりますが、事業計画が遅延することのないように進めて参ります。
13	習志野市新庁舎等基本設計(案)	新庁舎の機能	10 維持管理費、長寿命化対策はどのように計画されているのか	建設後の維持管理や将来的なメンテナンスのあり方等を踏まえ、比較検討を行いながら設計を進めています。
14	習志野市新庁舎等基本設計(案)	新庁舎の機能	11-1 庁舎にテナントを入れて、または民間企業と合同で建物を建てるという発想はなかったのか。	現在の市庁舎建設計画の初期段階の平成23年度、PPP・PFIといった公民連携手法の可能性について検討の中で、民間テナントが市役所と同居する計画についても比較検討を行いました。事業敷地としての一定の評価は得られましたが、敷地の容積率が200%であり、高層での利用に制限があることや市役所周辺土地の災害時の利用といった観点から、公民連携的な手法ではなく、市独自の事業にて実施することとなりました。
15	習志野市新庁舎等基本設計(案)	新庁舎等の事業手法	11-2 市庁舎建設の事業手法は公民連携的な手法なのか、従来型の入札方式なのだろうか	なお、平成23年度に検討した内容は「庁舎建設事業手法等検討専門協議会」の議事録および資料として市HPに掲載しております。
16	習志野市新庁舎等基本設計(案)	新庁舎の機能	12 災害時の災害救急拠点さらには復興拠点として新しい庁舎を活用することを考慮した計画であることが必要。	防災活動、災害対策の拠点施設として、必要とされる機能整備を図って参ります。
17	習志野市新庁舎等基本設計(案)	新庁舎の機能	13-1 広場は前面道路に直接開かれたものとして欲しい。	市庁舎及び消防庁舎への来庁者動線やそれぞれの役割、機能を優先し、敷地形状や接道道路状況と合わせて配置を計画しています。
18	習志野市新庁舎等基本設計(案)	新庁舎の機能	13-2 本庁舎、消防庁舎、広場ともに前面道路に開かれて配置することを希望する。	
19	習志野市新庁舎等基本設計(案)	新庁舎の機能	14 箱物は最小限、ネットの活用で会議室の減少。	ネット活用による会議は、民間事業者の支社店間など、移動距離や時間短縮などに有効であると考えますが、必ずしも会議室の削減のみを目的とするものではないと考えております。今回の基本設計で計画している会議室は、現在の会議室数、面積、稼働率から算定した、必要最小限の床面積の確保となっております。
20	習志野市新庁舎等基本設計(案)	新庁舎の機能	15 新庁舎に教育委員会棟、保健会館、サンロード内の行政部門は入るのか	教員委員会、保健会館のうち健康支援課、サンロード内のうち協働まちづくり課が新庁舎に入る予定となっております。
21	習志野市新庁舎等基本設計(案)	新庁舎の機能	16 新庁舎にはどれくらいの余裕スペースがあるのか。災害に備えて高層でもいいのか。	新庁舎の運営開始時点では、余裕スペースはありませんが、災害対策への対応は行っています。また、必要に応じ、執務室等を容易に可変できるような工夫をしています。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市新庁舎等基本設計(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間：平成26年2月15日(土曜)から平成26年3月10日(月曜)まで (担当課：習志野市新庁舎等建設本部)

質問件数	該当資料	意見種類	御意見の概要	回答
22	習志野市新庁舎等基本設計(案)	多目的ホール	多目的ホールを市民の結婚式や公の会合などのセレモニーを行えるようにしたらどうだろうか。	多目的ホールの建設につきましては、現在、市で行っている各種検診会場としての利用の他、空き時間での市民活動等の利用(会議やイベント、軽スポーツなど)を想定しています。 結婚式場としての設備仕様は考えていません。なお、多目的ホールの建設時期につきましては、財政状況を鑑み、今後決定することとしています。
23	習志野市新庁舎等基本設計(案)	分棟して整備など	今の仮庁舎をうまく利用できないのか？	民間所有建物(ホテル仕様での建築物)であるため、行政が求める防災拠点施設としての耐震性能を満たしていないことや、分散化している庁舎を統合しきれないことなどから、抜本的な課題解決のために、新庁舎建設計画を進めています。
24	習志野市新庁舎等基本設計(案)	分棟して整備など	サテライトの事務所を設置し、本体の建屋を小さくする。	市においても、これまで様々な観点から検討を進めてまいりました。検討過程の中で、庁舎本体を小さく建設し、近くに分室を設置した場合は現在の庁舎の課題である分散化の解消につながらない事や、分室を建設する面積が必要となり、災害時を想定した十分な広場スペースを確保できないため、分棟方式による施設整備は計画しておりません。
25	習志野市新庁舎等基本設計(案)	分棟して整備など	大幅な事業費の上昇を圧縮するために、行政運営に「絶対必要な施設や機能」に限定して建設し、「あれば便利な施設や機能」は、財政に余裕のできた時に建設すべきです。	新庁舎内に予定している市民交流スペースや利便施設等については、平成24年度に策定した基本構想の検討段階において、市民委員会からご意見を頂いた内容を基本として、市庁舎に必要な施設機能として基本設計に取り込んでいます。
26	新庁舎等建設に関する概算事業費について	分棟して整備など	行政が市民サービスを提供する現状の不便な分散状況を改善することとどめ、それ以上の機能の追加的な設備は第2期あるいは第3期に延期する方がよいと考えます。	以上のような状況はございますが、最近の急激な事業費増加に対する、コスト削減策については、今後も引き続き、鋭意、検討を進めてまいります。
27	新庁舎等基本設計(案)	新庁舎等の事業手法	基本設計(案)ではDB方式で行うとの記載がないが何故説明しないのか。建設事業を実行する事業者の選定方式についても説明すべきです。	デザインビルド(実施設計・施工一括発注)方式で実施することを基本設計(案)の2ページの事業スケジュールに記載しています。 なお、広報習志野への事業方式の掲載や「新しい庁舎の建設に向けて」という新庁舎等建設だよりを発行し、市内公共施設への配布及び市HPで掲載しており、その第2号にデザインビルド方式とした理由を説明しています。
28	—	意見集約について	基本設計(案)の内容は専門的なので分かりやすく、かつ情報量を多くして欲しい。	建物の設計は建設における専門的なものですが、出来る限り分かりやすい表現を心掛けてまいります。
29	—	意見集約について	新庁舎等基本設計検討委員会ではどのような意見が出て、その内容は設計にどの様に活かされていますか。	新庁舎等基本設計検討委員会については、議事録を市ホームページに掲載しています。また、市内公共施設に配布している「新しい庁舎の建設に向けて」という新庁舎等建設だよりの第3号で、いただいた意見の一部を報告しています。 特に、事業費増加に関しては、近年の建設物価の高騰、消費税率の上昇などの環境変化に対する説明については、ご理解を頂いており、その他の増加要因についても、その内容等をご説明しています。 詳細プランにおいて、特に増額要因となる項目については、将来のライフサイクルコストを含めて、表記する必要があるとの指摘を受けていますので、基本設計書の中で比較検討資料として明記するようにいたしました。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市新庁舎等基本設計(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成26年2月15日(土曜)から平成26年3月10日(月曜)まで (担当課:習志野市新庁舎等建設本部)

質問件数	該当資料	意見種類	御意見の概要	回答
30	—	意見集約について	3 パブリックコメント実施中に債務負担行為は上程されているがこのパブリックコメントに意味はあるのか	平成26年3月議会に、平成26年度当初予算案として、平成26年度から平成30年度末までの5年間で109億9千8百万円の債務負担行為を上程しました。債務負担行為として議決を経た予算の範囲内でパブリックコメントを考慮して事業を進めてまいります。
31	新庁舎等基本設計(案)	意見集約について	4 提案された基本設計(佐藤総合計画作成)は完成段階の計画案という印象です。	新庁舎等基本設計(案)は、平成24年度に16連合町会の代表者を中心に構成された市民委員会が取りまとめた「習志野市新庁舎建設基本構想(案)」の内容を基本として市が策定した「新庁舎等建設基本構想・基本計画」に基づき作成されています。 その経過を経て、今年度は、公募市民や学識経験者等で構成された検討委員会に意見を伺いながら基本設計を進めています。 今回のパブリックコメントの対象である基本設計(案)は、このような経過を踏まえて作成されたものです。
32	新庁舎等建設に関する概算事業費について	事業費や財政	1 地方債の償還期間や毎年の償還額と市の財政に与える影響の評価を広報などで公開して欲しい。	本事業は、当該年度の起債対象事業費に対して地方債を発行することとなります。従って、現時点では、一定の前提条件の下での試算ということになりますが、市の財政に与える影響の評価については、今後公表してまいります。
33	新庁舎等建設に関する概算事業費について	事業費や財政	2-1 建設費用の増大原因の検討がのぞまれます。	建設工事費は、東日本大震災の復興の本格化、政府の経済対策など外部環境の変化により、基本計画の策定時点から現在までの建設物価の高騰、労務費のアップにより急激の上昇しています。さらに、消費税率の引き上げや基本計画時点では未確定だったオリンピック誘致による将来的な建設物価の上昇を見込むこととしております。このような外部環境の急変に加え、市庁舎の必要な機能を確保するため事業費が増加しています。
34	新庁舎等建設に関する概算事業費について	事業費や財政	2-2 当初計画から1年もたないうちに建設費が44.5%膨らむなど、一般企業では考えられず明らかに「ビジネスモデルの破たん」です。	今後の事業費の削減に向けては、継続的に検討を行うとともに、建設事業者の選定の際には、事業者の建設費用低減の技術提案を積極的に求め、事業費の削減に努めてまいります。
35	新庁舎等建設に関する概算事業費について	事業費や財政	2-3 設計段階から僅か1年でこのように大幅な修正がされるのならば、建築段階に入ると更に費用の積み増しが予想されます。	
36	新庁舎等建設に関する概算事業費について	事業費や財政	3 人口20万人未満の都市の庁舎としては事業費が高すぎる。必要最低限の費用に抑える努力が感じられない。	市庁舎は防災拠点施設として求められる耐震性を満たす必要があることや、子供からお年寄りまで誰もが利用する施設であることなど、必要な機能を整備する必要があります。 今回お示した事業費は、現在の建設物価高騰の傾向や他市市庁舎建設の入札不調の実態などから今後の見通しも含めての上限事業費として考えております。しかし、皆様からの税金を財源とすることから、引き続き、建設事業費の低減について、今後も検討を重ねて参ります。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市新庁舎等基本設計(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成26年2月15日(土曜)から平成26年3月10日(月曜)まで (担当課:習志野市新庁舎等建設本部)

質問件数	該当資料	意見種類	御意見の概要	回答
37	新庁舎等建設に関する概算事業費について	事業費や財政	4-1 費用削減の為の努力はされているのでしょうか。	基本計画時点では「庁舎面積の基本設計時の精査」が予定されており、平成25年度の基本設計のスタート時点では、今年度、行政需要の増加や地方分権化に伴う業務量の増加などを想定し、基本計画時点の庁舎想定面積17,600㎡から約1割程度の面積増加は必要であるとの判断で設計を開始しました。 その後、急激な建設物価の高騰等の事業費増加などから、事業費削減のための検討を行い、庁舎面積の再度の精査により、面積については、平成26年4月現在で、約290㎡の約1.6%増まで減少させています。また、工事区分と工期の見直しを行い、多目的ホールや駐車場整備を延期し、設備等の精査、見直しを実施しております。
38	新庁舎等建設に関する概算事業費について	事業費や財政	4-2 事業費の圧縮について、庁内でどのような検討が行われ、圧縮額がどのくらいなのかを説明して欲しい。	
39	新庁舎等建設に関する概算事業費について	事業費や財政	5 アドバイザー業務委託等の事務経費は当初上限が17,440千円でありましたが、何故今回23,000千円に32%も増えているのでしょうか。材料や消費税などは関係ない筈です。理由が述べられていません。	今年度から実施しているアドバイザー業務委託は平成25年と26年の2年分で、合計17,394千円で契約しています。パブリックコメント資料の「新庁舎等建設に関する概算事業費について」の2ページにある、その他、アドバイザー業務委託等の事務経費等の約23,000千円とは平成26年度に実施する新庁舎建設事業の事務経費の全額であり、アドバイザー業務委託の事業費が増額したということではありません。
40	新庁舎等建設に関する概算事業費について	事業費や財政	6 事業費の圧縮には単位当たりの単価を削減することも検討すべきです。	建設事業費だけでなく、建設後の維持管理費や修繕費等を踏まえ検討しています。そのため、単純に単位当たりの単価を削減することは難しい面がありますが、事業者による技術提案も含め、事業費の低減を図ってまいります。
41	新庁舎等建設に関する概算事業費について	事業費や財政	7 オリンピック関連の建設事業が一段落すれば建設資材のコストも労賃も安定化するでしょう。	オリンピック終了後の建設物価の下落については、予想の域を出ず、首都直下地震の切迫性が高まる中、事業を先延ばしに出来ないと考えています。
42	新庁舎等建設に関する概算事業費について	事業費や財政	8 市民はどのようにして建設コストが適正であると判断することができるのだろうか	現段階では設計業務の受託者が建設費用を算出しています。次の段階では、発注者である市の積算に基づく工事予定価格を上限とした競争入札を経て工事請負価格が決定することとなります。
43	新庁舎等建設に関する概算事業費について	事業費や財政	9 物価上昇などで事業費が21.2%UPなのに、建築面積を400㎡もなぜ増やすのか	平成24年度に策定した習志野市新庁舎等建設基本構想・基本計画時点では、現状の庁舎面積に付帯機能部分の約3,000㎡を加えた、17,600㎡を庁舎面積をベースに基本設計段階で庁舎面積を精査、調整することとしており、今後の行政需要の増加、地方分権化による業務の増加を考慮し、必要最小限の面積として計画しています。 また、その後の計画変更により、平成26年4月現在、約17,890㎡で検討しています。
44	新庁舎等建設に関する概算事業費について	事業費や財政	10 機能追加は、なぜ当初見積もりに入らなかったのか	事業費について、平成24年度に策定した習志野市新庁舎等建設基本構想・基本計画では、過去に建設がされた他市庁舎の落札価格や予定価格に基づき、平米あたり単価に面積を掛けて、算定されたものです。機能追加は基本設計を進めていく中で庁舎建設予定地の特徴や施工条件、基本構想・計画で求められている内容について具体的に設計を進める中で精査できた金額のため当初見積もりに含まれていませんでした。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市新庁舎等基本設計(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成26年2月15日(土曜)から平成26年3月10日(月曜)まで (担当課:習志野市新庁舎等建設本部)

質問件数	該当資料	意見種類	御意見の概要	回答
45	新庁舎等建設に関する概算事業費について	事業費や財政	24年度見積もり90億円→25年度見積もり130.5億円の差40億円の財源はどのように手当てするのか	通常の財政収支の中で、地方債の増額や基金の活用などを組み合わせて対応してまいります。地方債の増発は後年度の元利償還金による財政負担の増加を招くことから、将来的な財政見通しの下で、適切な財政運営を行ってまいります。
46	新庁舎等建設に関する概算事業費について	事業費や財政	物価上昇の理由は仕方がないとして、増加費用を極力抑える対策をとって頂きたい。公債での手当ては、負担を後に引き伸ばすだけです。そのため、建築面積は、増やさないこと、機能を見直すこと。2期工事の頃には、人口減少と高齢化が進み、税収も減少するのではないですか。	現在計画においては、行政需要の増加、地方分権による業務量の増加などを想定し、17,600㎡から約1.6%増の面積(平成26年4月現在)にて計画を進めています。なお、今後、公共施設の老朽化対策を進めていかなければならない中で、将来的な人口減少、更なる少子高齢化を見据え、公共施設再生計画に基づく資産管理を進めてまいります。
47	新庁舎等建設に関する概算事業費について	事業費や財政	大半を地方債でまかなう計画は納得しがたい	市庁舎は長期間にわたり市民の皆さんが利用する施設であるため、その建設費に関しても、その庁舎を利用される方(受益者)が平等に負担するという考えのもと、地方債によりまかなうことで世代間での負担の平等化を図ることを考えています。しかしながら、地方債による資金調達、後年度の元利償還金という形での財政負担を伴うことから、将来的な財政見通しの下で、適切な財政運営を行ってまいります。
48	新庁舎等建設に関する概算事業費について	事業費や財政	総工費110億円は高すぎる。職員の人数は、どのくらい減少させるのか? 人員削減を第一に考える。	市職員数については、平成8年度に行政改革本部を設置して以来削減を進めており、更に平成17年度からは、定員適正化計画に基づき削減を図っています。この結果、正規職員数は、平成8年度の1,807人から、平成25年度の1,412人(保育所、幼稚園勤務256人、習志野高校勤務60人等を含む)まで、395人、約22%の削減を実現しています。しかしながら、今後は、超高齢化社会の到来や地方分権化による業務の権限移譲など、業務量の増加も見込まれていることから、行政サービスの水準を見据えた上で、業務の民間移行などを実施しつつ、計画的な削減を進めてまいります。
49	習志野市新庁舎等基本設計(案)	事業費や財政	数億円の工費での実現は考えられないのか?	市庁舎の必要機能を考えると困難であると考えます。
50	習志野市新庁舎等基本設計(案)	消防庁舎	消防庁舎が南側道路中央に面して建てられる設計だと、広場が広く使えず、美観上もよくない。ほんの少しの費用を節約するために美観上で我慢しなければならないのか	敷地形状と緊急時の出動動線を踏まえた立地的側面と、仮移転費等の財政的側面から検討し、現在の計画位置に配置しています。
51	習志野市新庁舎等基本設計(案)	消防庁舎	消防庁舎はIS値に問題があるとのことだが、減築し、取り壊した場所にある会議室などは市役所と共有できないのか。	耐震性能を向上させるために上層階を減築するといった手法をとりいれている事例も承知してありますが、建物の築年数や工事期間中の仮移転費用(指令システム含む)、減築部分の新たな建設場所など、課題も多いことから、減築といった手法は採用できないと考えております。 また、会議室については、現在、市庁舎内の会議室が足りておらず、消防庁舎の会議室を市の業務で使用している状況です。 現在の計画では、新市庁舎、消防庁舎の業務内容が異なることから会議室は、使用頻度をもとに必要最低限をそれぞれに設けることとしています。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市新庁舎等基本設計(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成26年2月15日(土曜)から平成26年3月10日(月曜)まで (担当課:習志野市新庁舎等建設本部)

質問件数	該当資料	意見種類	御意見の概要	回答	
52	習志野市新庁舎等基本設計(案)	消防庁舎	3	消防庁舎と市庁舎の近くに建設するのではなく、市庁舎と小学校を建設して、小学校跡地に消防庁舎を建設してはどうか	敷地条件などから、小学校を建てることは検討していません。
53	新庁舎等建設に関する概算事業費について	消防庁舎	4	費用がかかりすぎる。消防庁舎はまだ使えるのに建設するのはまだ使える施設を無駄にすることになる	現在の消防庁舎は、旧耐震基準の昭和53年に建設され耐震数値はIs値0.36であり新耐震基準に必要な耐震数値(Is値0.9)を満たしていないことや建築から35年を経過し外壁や配管等の設備が老朽化しています。また、建物の耐用年数が約50年ということから今後の修繕に要する費用を踏まえて検討した結果、建替える計画としています。
54	—	再検討について	1-1	行政は市民の税金で運営を行っている以上、ある意味では一般企業よりも責任は重いのではないのでしょうか。いったん計画を白紙に戻してやり直すことを求めます。	新庁舎建設については、首都直下地震の切迫性の高まりを受けた市民の生命安全を確保するための災害対策機能の確保、現在の庁舎の分散化、老朽化による市民サービスの低下や業務効率の低下、更にはバリアフリー未対応への対応などハードの側面、並びに財源確保策としての震災復興特別交付税による国からの支援などを総合的に判断し、新庁舎整備を進めることとしています。
55	新庁舎等建設に関する概算事業費について	再検討について	1-2	事業費の上昇に対して、その圧縮について検討されていない。40%以上の予測原価が高騰すれば基本的に再検討するのが常識だと思う。	
56	—	再検討について	1-3	庁舎建設を中止して市民の判断を仰ぐべきだと思う。	
57	新庁舎等建設に関する概算事業費について	再検討について	1-4	大幅な事業費の上昇により当初の計画を逸脱しているので、計画を白紙に戻すべきではないか？庁舎建設を住民投票や市長選の争点とするべきだ。	
58	習志野市新庁舎等基本設計(案)	旧庁舎跡地利用	1-1	旧本庁舎の跡地利用も含めた全体計画について市民の意見を聞く必要がある。	旧庁舎側の敷地は、新庁舎完成まで、市民課棟での業務を継続するため市庁舎敷地として利用します。なお、新庁舎完成後(市民課棟移転後)の活用方法については、財源確保のため売却を前提に検討する予定としております。
59	—	旧庁舎跡地利用	1-2	跡地の有効活用はどうするのか	
60	—	旧庁舎跡地利用	1-3	旧市役所跡地をどの様にするのか述べられていません。	
61	—	旧庁舎跡地利用	1-4	財源を確保するための市有地売却の候補があれば具体的にどの程度候補地があるのかあげて欲しい。庁舎跡地を売却をして将来不都合はないのか。	
62	—	旧庁舎跡地利用	2	旧庁舎跡地は避難緑地とするなど公共利用して民間売却は止めるべきです。	新庁舎建設後、旧庁舎跡地は未利用地となります。未利用地については、売却などにより財源化し、公共施設再生に充てるなど、形を変えて市民サービスの維持に活用したいと考えています。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。

パブリックコメント「習志野市新庁舎等基本設計(案)」いただいた御意見等と市の基本的な考え方

募集期間:平成26年2月15日(土曜)から平成26年3月10日(月曜)まで (担当課:習志野市新庁舎等建設本部)

質問件数	該当資料	意見種類	御意見の概要	回答
63	—	公共施設再生の全般	1 公共施設再生の財源として、更新率40%分しかないという財源不足を説明しているのに市庁舎建設の事業費上昇の対応は納得できない。	新庁舎建設は、現在の庁舎の分散化、老朽化による市民サービスの低下や業務効率の低下、更にはバリアフリー未対応への対応などの課題を解決するものです。 更新費用が40%しかないというのは現在保有する公共施設をそのまま建替えた想定とした試算であり、効率化、民間企業のノウハウを生かしたコスト低減を図り、将来負担の低減を図ります。
64	—	公共施設再生の全般	2 公共施設再生計画のパブリックコメントでは庁舎の整備について1つの案しか提示していないのは何故か	基本設計に着手しており、個別に詳細を詰める段階にあることから、公共施設再生計画において複数案の提示は行っていません。
65	—	公共施設再生の全般	3 建設物価の高騰は、根本的に公共施設再生計画全体の費用推計の全面見直しにつながらないのか	新庁舎等建設事業については、現在の建設物価の高騰などを鑑み契約時点までの物価上昇も想定して、H26年度～H30年度までの債務負担行為を上程しました。公共施設再生計画での想定工事価格も同時期発注の工事であれば、同じく再計算しなければならないと考えますが、将来的な建設物価の見通しが立たないことから、実施計画時点での状況にて見直すことを考えています。
66	—	公共施設再生の全般	4 公共施設再生基本条例(案)の範囲に庁舎は含まれるのか	公共施設再生計画の対象施設であるため、含まれます。

※御意見等は一部要約させていただいています。また、同趣旨の御意見等はまとめてあります。